

農地・水・環境保全だより第48号

編集・発行 三重県農地・水・環境保全向上対策協議会

活動組織の紹介

◆ ひじえ 肱江の里を守る会（桑名市）

設立 2014年（平成26年）
取組面積 田：1,845a 畑：28a
主要施設 開水路：5.4km 農道：1.7km

私たちが活動する地域は、肱江川流域に位置しており、豊富な水資源にも恵まれていることから、水稲を中心とした農業が盛んに営まれています。

しかしながら、将来の農業のことを考えますと、農業者の高齢化や担い手不足など非常に厳しい環境にあります。

地域の農業を持続可能なものとしていくためには、水を確保するための農業用水路を適切に保全管理するなど、農業の有する多面的機能を維持・発揮することが大切であると考えています。

このようなことから、「みんなでする・自分たちでする」を合言葉に地域住民のみなさんと協力しながら施設の保全管理に取り組んでいます。

その取り組みの一部を紹介させていただきます。

○水路の保全

草刈りや泥上げは基礎的な活動ではありますが、地域農業のためには大切に欠かせない作業になります。

このような活動を通じて、地域の環境に対して一人ひとりが関心を持って行動するという意識も高まっているように感じています。

現在では、活動のことだけではなく地域のことをいろいろ話し合うコミュニケーションの場としての役割も担っています。



○施設の補修

水路等は地域の大切な資源ですので、通水能力を維持できる状態に管理することが大切です。点検・機能診断の結果、補修箇所が見つかった場合は、自分たちでできるものは、「自分たちで・みんなで」補修します。

そうすることで、愛着もわき大切に使用するようになりました。



○景観形成活動

農村景観の形成には、農業用施設の美化活動が欠かせないことから、農用地を利用して、なの花の植栽を行っています。



○今後の地域について

地域住民の高齢化や過疎化の問題は、多くの地区で抱えている問題だと思いますが、尾江地区においても同様で、今後の活動の継続に影響する課題であると思っています。

担い手と土地所有者との調整を図り、農地の集積・集約化に努めることにより、農地を守っていくことも必要だと思いますし、自分たちの地域は自分たちで守るという意識を地域で共有することが大切であると考えています。

事務局からのお知らせ

【活動期間の終期を迎える組織について】

1 地域資源保全管理構想の提出

今後の保全管理の方針等を地域で話し合っって作成し、3月末までに市町に提出して下さい（活動期間中に提出されていない場合は要件未達成となり事業計画の認定年度に遡って交付金を返還することとなる）。

2 遊休農地の解消

活動計画書に位置付けた遊休農地が確実に解消されていることを確認して下さい。

3 事務・運営等の研修、機械の安全使用に関する研修

活動期間中（5年間）に1回以上実施していることを確認して下さい。

4 機能診断補修技術等の研修（資源向上活動（共同）実施の組織のみ）

活動期間中（5年間）に1回以上実施していることを確認して下さい。

5 関係資料の保管

以下の資料は責任者と保管場所を明確にして活動終了後5年間保管（令和3年度終了の組織は令和9年3月末まで）して下さい。

- ア 交付金の申請から実施状況報告に至るまでの申請書類及び承認書類
- イ 金銭出納簿
- ウ 領収書等支払を証明する書類
- エ 財産管理台帳
- オ その他農地維持支払交付金、資源向上支払交付金に関する書類

6 新たに5年間活動を継続する組織（上記1～5は共通）

（1）活動交付金の清算について

事業計画（5年間の計画）に定める実施期間終了年度末に交付金の残額を0円で清算することを基本とします。ただし、新たな事業計画に基づく実施期間の初年度の使用予定に基づくものに限り、10万円を限度として持ち越すことができます（三重県ガイドライン）。

なお、具体的な使用予定に基づいて持ち越す場合は、持越額を精査し、実施状況報告書においてその用途を明らかにすること。

※最終年度で金額の大きな備品の購入は控えて下さい。

※市町独自のガイドラインがある場合はそちらを遵守して下さい（市町担当者に要確認）。

（2）継続して活動に取り組む組織にあつては、新規組織と同様、新たに事業計画の認定を受ける必要があることから、組織の総会等を経て必要な書類を整え、翌年度（原則6月末まで）に市町へ認定申請を行って下さい。

【再認定に係る提出書類】

- ①多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について（様式第1－1号）
- ②多面的機能発揮促進事業に関する計画（様式第1－2号）
- ③農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書（様式第1－3号）
 - ・実施区域位置図（別添1）
- ④長寿命化整備計画書（様式第1－4号）
 - ※長寿命化において工事1件あたり200万円以上になる場合に必要
- ⑤工事に関する確認書（様式第1－5号）
 - ※土地改良区等（市町を除く）が所有又は管理する施設を対象とした活動を行う組織は必要
- ⑥活動組織規約（別記6－1号）
 - ・構成員一覧（規約別紙）
- ⑦三重県型（自立・協創に向けた地域活動項目）（県様式1－1）
- ⑧その他
 - ・再認定の総会関係書類（開催通知、議案書、議事録等）

①～⑦の様式については、協議会のホームページにありますのでダウンロードしてお使い下さい。

※再認定を受ける前に総会で組織内の合意を図り、必要な書類を4月初めに市町へ提出し、認定を受けて下さい。

7 新たに5年間活動を継続せず解散する組織（上記1～5は共通）

(1) 活動交付金の清算について

事業期間の最終年度に、交付金の残額を0円として清算して下さい。

※預金通帳は最終年度の3月末までに利子も含めて清算し、解約手続きを行うこと

※最終年度で金額の大きな備品の購入は控えて下さい。

※年度をまたいで傷害保険等に加入されている組織は、年度末までに解約し清算すること

(2) 備品管理台帳の適切な保管

購入した物品等を構成員となっていた団体（自治会等）または個人（代表者）が多面的機能支払交付金の目的に沿った活動に活用することを前提に引き継ぐことができ、備品管理台帳に「〇〇年〇〇月△△日に◇◇へ継承」等と明記して管理を行って下さい。

事務局では、日頃の皆様の活動を「たより」に紹介しますので、紹介を希望される組織の方は
どんどん投稿して下さい。

投稿先 〒514-0006 津市広明町330番地 三重県農地・水・環境保全向上対策協議会
TEL 059-226-4824 FAX 059-225-7332